

# サン共同通信

Topics 注目トピック

2022年

11

月号

税理士試験 税理士試験Vol.1 合格体験記

税制 もうそんな時期！？年末調整

融資 毎月の融資情報

相続 債務・葬式費用

メディア実績

お客様インタビュー

HAGANE DINING株式会社

本間 貴紳 様





## HAGANE DINING株式会社 本間 貴紳様(写真左)

八王子オフィス 守田 美紗喜(写真右)

### サン共同を知ったきっかけ&担当者への感想

税理士を探しているタイミングでサン共同さんを紹介されたのがきっかけです。

守田さんが担当してくれて3年ほどになりますが、チャットワークや電話等でやりとりをさせていただいております。

以前、試算表を出していただいたことがあったのですが、それに基づいて現在の会社の状況も教えていただき、プロの方でないとわからないことにも気づけたので、ありがたいなと思いました。

## 今後の目標

当社は、「鮓 赤酢 あらまさ」のほか「焼肉八王子 黒テツ」など3店舗飲食店を展開しています。コロナの影響もあり、会社の運営等まだまだ考えていけない段階かと思いますが、サン共同さんのサポートにはいつも助けていただいているので、これからも頑張っていきたいと思います！



## お店のご紹介

### 鮓 赤酢 あらまさ

住所:〒192-0073

東京都八王子市寺町60-5 藤和八王子コープ B101

電話:042-615-7933

アクセス:JR八王子駅より徒歩 5分 八王子駅から428m

■営業時間:

月～日・祝日/ディナー:16:00～23:00 LO22:00

■定休日:水曜日

### 名店の技術を継承した、一切の妥協のない珠玉の一握り

厳選した食材、旬の鮮魚は勿論、鮓酢をとことんまで拘り赤酢はキサイチ酒造の赤酢を使用。国会議員や著名人が顧客の都内有名店で修行した大将が握る鮓、それと共に傾ける日本酒。

季節によって銘柄が変わる日本酒は、新酒、春酒、夏酒、ひやおろしなどその時期に飲むべき味を多数取り揃えております。旬魚で握る一貫、共に傾ける一杯を、和の風情ある空間でお楽しみください。





## 税理士試験Vol.1 合格体験記

このコラムを監修した税理士:近藤 昂

こんにちは。サン共同グループの税理士の近藤昂と申します。税理士試験合格はかれこれ約10年前の話とはなりますが、いまだに税理士試験の合格発表のある年末が近づくと、なぜかそわそわしてしまいます。

税理士試験は5科目を選択して受験する試験ですが、1科目ごとの合格難易度が非常に高いので、受験生は毎年、人生をかけて受験のために時間を使っています。

今回は私が税理士試験を受験していた当時の経験、税理士について思うことを赤裸々に文字に起こしてみました。



### 1. 筆者の税理士試験の受験歴

受験年度	年齢	ステータス	受験科目	合格科目
2005年(H17)	21歳	大学生	簿記・財表	なし
2006年(H18)	22歳	大学生	簿記・財表・法人税	<b>簿記・財表</b>
2007年(H19)	23歳	フリーター	法人税・消費税	<b>法人税</b>
2008年(H20) 2009年(H21)	24歳ー25歳	税理士事務所	消費税	なし
2010年(H22)	26歳	税理士事務所	消費税	<b>消費税</b>
2011年(H23)	27歳	税理士事務所	未受験	なし
2012年(H24)	28歳	税理士事務所	事業税	<b>事業税</b>

28歳での税理士試験合格と、業界では20代合格は少数ですので早い段階での試験合格ですが、20歳の最速スタートで28歳合格ですので、決して優等生ではなく、8年間もの膨大な時間を試験勉強に費やしています。

### 簿記って難しい

当時20歳の文系大学生2年生だった私は、大学の授業はほぼ出席しない、バイトばかりして遊んでいる典型的なダメ大学生でした。ふとしたきっかけから税理士試験を受験しようと、20歳夏から専門学校の大原に通って勉強を始めます。勉強を始めた当時は税理士試験を甘く見ており、大学生生活、バイト、勉強の3足のわらじを履いてやろうと思っていました。

2004年夏から冬までは、専門学校の授業には参加して内容は理解していたつもりでしたが、復習に時間をかけなかったため、テストでは点数が取れないという状態でした。

今思えば、復習をしていないので明らかに勉強時間が不足していましたが、当時は車の免許取得のために自動車学校に通ったり、相変わらずバイトをしていたり、大学生の友人と遊んだり、大学生生活を謳歌していたので、勉強する時間はありませんでした。

毎回の小テスト、月1テストで低い点数しか取れなかったため、このときから「あれ、このままだと合格できないぞ…」という不安を感じ始めます。ようやく税理士試験の難易度の高さ、受験生のレベルの高さを感じて、重い腰をあげて勉強し始めることとなりました。

### 学問の楽しさにのめり込む

2005年年明けから、バイトを辞めて本格的に税理士試験の勉強を始めます。初受験はオーソドックスに簿記論・財務諸表論を選択しました。大学受験時代の勉強を思いだして、毎日の勉強メニューを決めて専門学校の自習室にこもって勉強を毎日のルーティン化させました。最初は慣れない内容になかなか頭に入ってきませんでしたが、毎日勉強を続けるうちに、特に財表の理論の楽しさに気づいて、教科書の端から端までボロボロになるまでずっと理論テキストを読んでいた覚えがあります。

これまでの受験勉強では、覚えたものをそのまま試験用紙に書き起こす、という暗記主体の勉強でした。財表の理論では、理論体系をきちんと理解して、原則・特例ルールを事実関係に当てはめていくというプロセスで試験問題に回答しなければならないので、今まで受けてきた試験のインプット=アウトプットという脳の使い方とは全く違うと感じました。財表を学問としておもしろいと感じて、勉強にのめり込んでいきました。

### テストは上位1%以内の常連

2005年年明けから本気で税理士試験の勉強を始めた私ですが、成績のほうはどうかと言うと、(自分で言うのもなんですが、)正直めちゃくちゃ良かったです。まぐれではありますが、全国1位を取ったこともありますし、全国実施の専門学校の簿記・財表テストでは、常に上位1%以内をキープしていました。専門学校の上位30%が合格圏内、上位10%が合格確実圏内と言われていたので、1%以内だとぶっちぎりの合格圏内であり、周りからは合格確実の人扱いされていました。

## 初受験失敗…挫折(受験1回目)

21歳の夏に税理士試験を初受験します。

2005年7月の受験直前のテストも相変わらず順調でしたし、直前まで手を抜かずしっかり勉強して、試験本番を迎えました。はっきり言ってめちゃくちゃ自信がありましたし、緊張はほとんどしていませんでした。

初受験は早稲田大学西早稲田キャンパスでした。事前に聞いてはいましたが、古いタイプの教室が受験会場となっていて、真夏ですがクーラーの効きがとてつもなく悪く、教室はかなり暑かった覚えがあります。試験を受けるテーブルもイスとテーブルがくっついているタイプで非常に狭く、試験会場としては最悪でした。

最初の科目は簿記論です。9:00開始で2時間の試験です。

簿記論の試験ではこれまでのテストでは体験したことのない難易度の高い試験でした。もちろん、過去問もさんざん解いてきたのですが、比喩物にならないくらい難易度が高いと感じて、頭が真っ白になりました。最後の総合問題では、数式分析による推定をしなければ、正しい答えが導き出せないというわりと悪問にまんまと時間を取られて、完答はできませんでした。

続く財表の試験でも簿記論がうまくいかなかったことを引きずってしまい、あまり手ごたえはありませんでした。

結果は簿記・財表ともに不合格。

当時は周りの友人はみんな1科目は合格していたので、自分の全落ちにはとてもショックを受けました。

## 復活、再スタート(受験2回目)

税理士試験の合格発表は12月初旬にあるのですが、年明けの2006年1月までは落ち込んでいて勉強は全くしていませんでした。周囲からは税理士を目指すこと自体辞めるんじゃないかと心配され、すごく励ましてもらいました。こうした友人たちの応援もあり、なんとかモチベーションを保ち、大学4年生22歳で簿記論、財務諸表論に加え、法人税も受験し、簿記論・財務諸表論に合格することができました。

初めての合格はもちろん嬉しかったのですが、これでもうこの科目は勉強しなくて良いという安心感のほうが大きかったように感じます。

## 大学卒業後はフリーターに(受験3回目)

税理士試験も2度受験が終わり、大学4年生になりましたが、周りが就活をほぼ終えている状況のなか、私は就職活動をしていなかったため、卒業後の進路はフリーターでした。私の中でははっきりとした目標があり、法人税合格まで勉強をやりきって、その後の就職というこだわりがあり、合格の自信もあったので不思議と不安はありませんでした。大学卒業年である2007年に法人税・消費税を受験して見事法人税に合格しました。

私が受験した時期の法人税試験は、これまでの試験スタイルから大きく変わって、覚えた理論を正確に早く試験用紙に書かなければいけない従来の速記試験ではなく、より深い理解度を問う問題傾向にありました。この頃から試験対策の重要性に気づき、過去試験の分析、試験に向けてのアウトプット中心の対策を行っていました。



大学卒業直後の22歳の私です  
髪が長い…

## 就職(受験4-6回目)

2008年5月に縁があり、デロイト トーマツ税理士法人に入社することになります。この時は正直、税理士がどんな仕事をするのか、誰に対してサービスしているか、どのような報酬をもらっているのか、など税理士業務に関する一切の知識はなく税理士事務所に入社しました。入社した部署が、日本在住の外国人の個人確定申告書の作成を担当している部署で、かなり特殊な領域だったのもあり、最初は全く仕事がこなせないでいました。慣れない英語の資料を読んで、英語のメールに返信して、英語の成果物を作成するという、これまで想像したことのない業務を担当していて、当時は全く業務の全体像が見えないなかで仕事をしていたように思います。

最初のうちは税理士試験の勉強の時間が全く取れず、ほとんど記念受験のようなもので、4,5回目の試験は落ちてしまいます。運よく2010年に6回目の試験で消費税に合格しています。消費税は問題の相性があると噂があり、3年周期で自分に合う問題が来る、その時に合格!と言われていたのですが、私はすでに3回消費税に不合格となって焦っていたところ、やっと4回目で合格できました。消費税合格に関しては、特別何かをしたわけでもなく、そこまで勉強時間も取れなかったのですが、なぜか最後はあっけなく合格してしまいました。

## 事業税初受験(受験7回目)

2010年消費税受験が終わって4科目合格を果たしたあと、最後の受験科目を悩んでいたところ、事業税が法人税の知識と相性が良いと聞いたので、事業税を勉強し始めました。

事業税のテキストをもらった時は「え?理論はこんなに少ないの?」とかなり拍子抜けしたのを覚えています。事業税はいわゆるミニ税法と呼ばれていて、法人税と比べるとそのボリュームは1/3程度とされています。

試験範囲が他の税法と比べて狭く、受験生がかなり仕上げてくるので満点近い勝負になる傾向があり、簡単な試験とはいえませんでした。ただし、自分の得意な範囲が出題された場合には、上位の受験生にも対抗できるため、運要素は強いですが合格する自信はありました。

そして迎えた2011年7回目の事業税初受験。全く勉強していませんでした笑。いいわけをすると、この時期、部署異動の話があり、試験勉強には集中できておらず、TOEICの勉強をしていました。おかげでTOEICは800点を取ることができたのですが、肝心の税理士試験はおざなりです。

税理士試験は1時間経過すると退出が可能になるのですが、誰よりも早く白紙の回答を提出して、五反田の受験会場を後にしてそのままBook-offで欲しかったマンガを買って有給を満喫しました。受験はしたのですが、ノー勉・途中退出でしたので未受験と記載しています。

## 5科目合格!(受験8回目)

2012年8回目の受験も事業税を選択しました。新しい部署での仕事が忙しかったこともあり、相変わらず税理士試験の勉強はあまりできていませんでした。全国規模でのテストが始まる7月から受験勉強を再開して、半ばあきらめムードで記念受験のつもりで前年と同じ五反田の受験会場に行きました。

事業税は計算問題と条文理解を問う理論問題で構成されています。計算問題は難易度は高くないので、受験生はほぼ満点が合格ラインとなり、理論問題で差がつく試験となります。

私が受験した事業税の試験では、計算は例年通りそこまで難易度は高くなく、私も悪くないペースで回答できました。続いて理論問題に目をやると、かなり細かく設問されており、例年の理論問題とは出題形式が異なり、理解度を問う問題のようでした。通常であれば例年見たことがない回答様式に戸惑ってペースを乱されますが、私は合格領域までの勉強をやり切れていなかったもので、逆にみんな出来ない問題であれば自分にもチャンスがあると感じ、気持ちが高ぶったのを覚えています。理論問題自体は過去の出題実績がかなり少ない論点で、たまたま私が回答できる内容だったので、ペンを止めることなく回答をすることができました。

こうして、最後はたまたま自分に合った問題が出題されたおかげで、運よく事業税に合格することができました。1~4科目までは郵送の合格発表なので毎年ドキドキしながら封筒を開ける儀式があるのですが、5科目目の合格発表は官報に合格者が発表されるので、webでの閲覧となります。Webの合格を見た瞬間は無意識に雄叫びをあげてしまったくらい本当に嬉しかったですし、ほっとしたのを覚えています。「合格は運」、「不合格は実力」とはよく言いますが、私のようにまさに運の良いケースもありますので、受験生の方はどんな状況であっても試験は受け続けるべきだと思います。

## 2. 税理士を目指したきっかけ

私の大学の学生は勉強に真面目な方が多く、TOEICやら、簿記やら、会計士・弁護士やらの資格取得を目指す人が非常に多かったのも、自然と自分もいつか何か資格でも取ろうかなと考えていました。

大学2年生の頃から、将来のことを考え始めます。このままだと何も取り柄のない、しがないサラリーマンになってしまう。自分自身の価値を高めるにはどうすればいいかと考えたときに資格をとって専門職で生きていこうと決意しました。税理士を選んだのは、将来独立をして働けるということを調べているうちに知ったからです。

そして、この資格は安定した就職が約束された守りの資格であると同時に、いずれ一国一城の主として攻めの資格にもできる。私にとって税理士になれば「自分の専門領域で仕事ができる」ということが魅力の1つでした。



## 3. 税理士試験の勉強

### 3-1. 勉強方法

勉強に王道なしとは言われますが、まさにその通りだと思います。勉強方法は人それぞれ違うものですが、正解はないと思います。いろいろな勉強方法を試してみて、ダメだったらやめたり、改善していけば良いのです。

私の勉強方法は本当にシンプルですが、ご参考までに共有させていただきます。

#### 勉強方針

- ✓ 毎日のルーティンを決める(計算1題、理論暗記1問、テキスト○ページ読む、など)

私はその日にやることを毎日決めるのがめんどくさかったので、ルーティン化してみて、やりながら勉強メニューを微調整していました。例えば、計算問題は1日1題やって、理論は1問暗記して、これを2科目分やって、余った時間で理解が不足しているところ、掘り下げたい論点などに時間を使うようにしていました。1日の配分はわりとざっくりです。

ルーティンを行ううえでのゴールは試験日前日に200ページ以上の理論1冊を1日ですべて読み切れる体力ができていた状態としていました。試験1週間前、2週間前、1か月前とマイルストーンを決めていき、試験日までに徐々に1日の文字量が増えるように、1日の勉強量の配分を決めていました。

- ✓ 予習より復習

個人的には予習は必要ないと思っています。教室なりwebでしっかり授業を聞いてその場で理解する集中力を大事にしていました。人間の脳は1回見た・聞いただけではほとんど覚えられないので、繰り返しの復習を心がけていました。

- ✓ 同じ教科書を使い続ける

論点が同じであれば違う教科書を使うと混乱してしまうため、いろいろな教科書を買う必要はありません。専門学校で配布されるテキストを完璧にこなせば絶対に合格できますので、1つの教科書をやり込むことに重点を置いた方が効率的だと思います。試験前にボロボロになった教科書を見ると、これだけ勉強したから絶対受かるという自信にもなります。

- ✓ 勉強時間だけではなく、質にもこだわる

試験勉強にゴールはないので、やりすぎは存在しません。1日4時間でも8時間でも10時間でも確保できるだけ勉強すべきだと思います。ただし、何も勉強せずに座っているだけで勉強している気になってしまう場合もあるので、毎日の成果はチェックリストなどにきちんと記録をしてルーティン化したノルマをこなせているかどうか、きちんと集中できているかどうかは常に確認する必要があります。

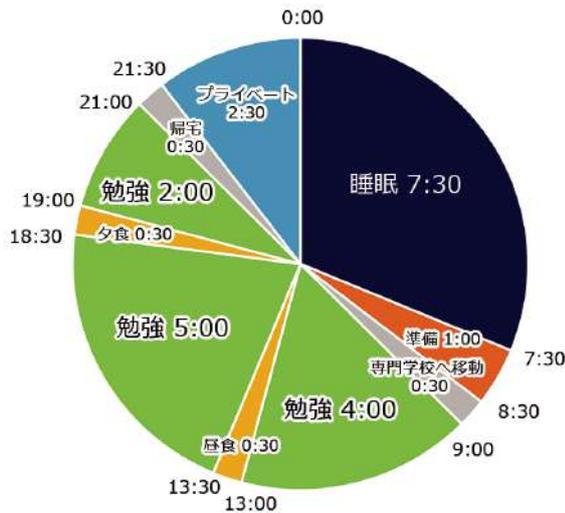
## 勉強マインド

- ✓ 人間の脳は忘れる仕組みになっているから、忘れることは気にしない  
大丈夫です。忘れてももう一回覚えれば良いのです。忘れてしまったことを気にしていても始まらないので、忘れてしまったら、これまで以上の頻度・時間をかけて覚えるしかありません。
- ✓ 繰り返し解答を覚えるまで問題はやり込む  
問題は1回解いたら終わりではなく、100点取れるまで、解答を覚えてしまうまでやり込んで良いと思います。ある程度試験問題を解いていると回答スピード、解答精度が上がって、試験慣れしてきますので、繰り返しの復習はとても大切だと思います。
- ✓ スキマ時間では勉強はできないので、勉強時間はまとまった時間を確保する  
経験的には移動時間での勉強はあまり頭には入らないので、スキマ時間を勉強時間にはカウントしないほうがベターだと感じます。じっくり机に座って勉強に腰を据えてからが勉強時間のカウント開始であり、できるだけ集中できるようにまとまった時間を確保するようにしてください。
- ✓ 今日サボったら、取り返すためには1週間かかる  
今日勉強を7時間サボったら1日1時間ずつ取り返して、1週間はかかることになります。今日1日を愚直に継続できた人だけが合格できます。
- ✓ テスト(及び過去問)で良い点数を取ることを目標とする  
いくら教科書に詳しくなってもそれだけでは試験に合格することはできません。本番の試験で合格点を取ることがゴールとなりますので、テストの点数にこだわるべきだと思います。もちろんテストも復習範囲なので、なぜ良い点・悪い点なのかという分析は必要となります。試験で良い結果が出なければ、勉強不足、本番での緊張、アウトプットミス(問題の読み間違い)など、要因は様々だと思いますが、次回には改善できるように対策をすべきでしょう。
- ✓ 過度な休憩は悪  
ついつい休憩所で受験仲間と話し込んでしまって、勉強の話をしていたらなんだか勉強した気になってしまうこともあると思いますが、これを勉強にはカウントしてはいけません。どれだけ机に向かうことができたか、どれだけ他の受験生より辛いことができたか、ということが重要なので、休憩はさっさと済ませて自分の勉強に戻るべきです。  
なお、受験仲間とは苦楽を共にした同じ境遇にあるので、受験終了後も引き続き付き合いが続くことが多いです。受験仲間は大切に。

### 3-2. 学生時代の勉強スケジュール

大学の授業はサボって留年寸前の状態で税理士試験に没頭するという真面目か不真面目かわからない大学生でしたので、時間はたっぷりありました。今思うと、勉強漬けのぞっとする毎日ですが、特別に私の勉強時間が多いというわけではなく、合格を目指す税理士受験生はこのぐらいは勉強しているはずですよ。

簿記・財表2科目受験時



プライベート以外は毎日11時間勉強しているという面白味も何もないグラフですが、少し補足をさせてください。

1日の勉強時間はトータルで8時間程度、多くても10時間でした。勉強時間には休憩が含まれているので、この時間をフルで勉強していたわけではありません。

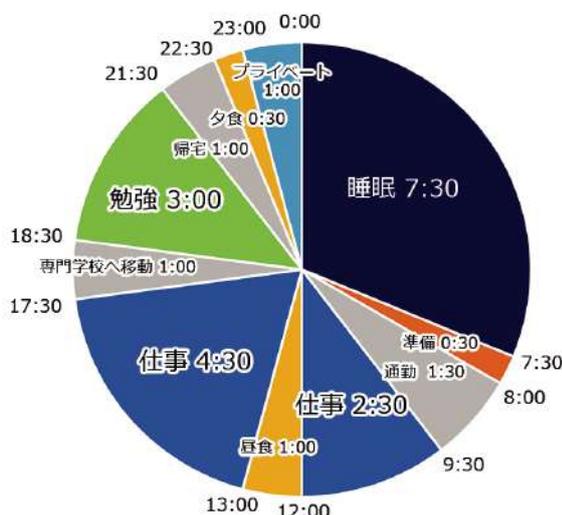
### 3-3. 税理士事務所時代の勉強スケジュール

税理士事務所での仕事が本当に忙しかったので、平日はあまり勉強時間が取れず、繁忙期は土日仕事でしたので、全く勉強できませんでした。

毎年、試験直前の土日にまとめて勉強をしているような状態で、あまり良い例ではないので参考にはならないかもしれません。土日のスケジュールは学生時代の同じようなスケジュールですので、割愛させていただきます。

ここでは、私の非繁忙期の平日の勉強スケジュールをご紹介します。

非繁忙期中の平日スケジュール





#### 4. 税理士になって良かったこと・悪かったこと

税理士になって10年あまりですが、良かったこと・悪かったことを忖度なく、書き連ねてみたいと思います。良かったこと・悪かったことはランキング形式にしてみました。

##### 良かったこと

1. クライアントから直接「ありがとう」と言ってもらえる
2. 高度な専門職であり、活躍できる場が多い
3. 税法が楽しい

良かったことはこれ以外にも「先生と呼んでもらえる」、「相手の信用を得るのが早い」、「合コンで職業を言うと、真面目と思ってもらえる」など、いろいろ思い当たったのですが、上位三位は上記の通りとなります。

第一位ですが、これは税理士の仕事の醍醐味ですね。私はクライアントからのありがとうを一番大切にしています。時にはおばあちゃんに相続の説明をしたり、社長に融資の説明をしたり、大企業の経理と組織再編について議論したりと、税理士のクライアントは様々ですし、いろんなサービスをしています。税理士が頑張ってもクライアントの売上をアップさせることは難しく、なかなか数値では表せない貢献とはなりますが、クライアントにありがとうと言ってもらえると、大変だった業務も本当にやって良かったと心から思うことができます。

第二位ですが、税理士は税務の専門家なので、それぞれ専門分野を持っていることが多いです。私であれば、国際税務が専門分野になりますが、各専門分野に特化させることで、その道のスペシャリストとしてのニーズがあると思っており、活躍の場があります。税法がどんどん複雑になってきており、専門分野という考え方がますます重要になってくると思われますので、私も業務領域を広げるのと同じくらい専門領域を尖らせていくことを課題だと感じています。

第三位ですが、私の個人的な見解かもしれませんのでご容赦ください。私はプラモデルとかジグソーパズルなど一人でじっくりできるものが好きなのですが、税法もじっくり読み込むと新たな発見があったりと、とても楽しく感じます。税法を読むときには、「これをどうやって人に説明しようか」と考えながら読むと、業務で必要なアウトプット能力を養うことができますので、常にアウトプットを心がけて条文を読んでいます。

なお、税理士用語で「条文を読む」ということを「条文にあたる」なんて言い方をします。

### 悪かったこと

1. プライベートでお金勘定を任されてしまう
2. 毎年の税制改正などの知識のアップデートが必要

無理やり2つ出してみました。正直税理士になって後悔したこともないですし、ちょっと嫌だな程度のランキングです。

第一位ですが、旅行、食事などの会計時に割り勘、予算管理を任されてしまうのですが、税理士といえど私はあまり金勘定が得意ではないです。税理士なのでお金勘定にしっかりしていると思われがちですが、私はそこらへんずぼらなので、もっとしっかりした友人にお任せするようにしています笑

第二位ですが、これは悪かったことというよりは税理士の宿命ですね。毎年の税制改正をはじめ、判例、トレンドなど、今ではデジタル化についても専門家として必要な知識になってきました。税理士になって勉強が終わるというわけではなく、「税理士は一生勉強」です。

## 5. 受験生の方へ

途中で紆余曲折ありましたが、8年間もの時間を税理士試験に費やして、大事な20代を勉強と仕事に捧げてしまいました。ただ、この膨大な時間をかけて税理士になったことを全く後悔はしておらず、税理士にならなければ、経験できないことをたくさん経験させていただいているので、税理士になって本当に良かったと感じています。

税理士を目指そうと思った当時、大学生ながらに想像した税理士としての像を思い浮かべて、成し遂げたいことをノートに箇条書きしました。その1つに「社会貢献」があります。今でも自分が社会に貢献できているかという自問自答はありますが、専門家としてこれからも人から必要とされる税理士を目指していきたいと思っております。

税理士試験はマラソンに例えられることが多いですが、受験という長く険しい道を通り切った後には、自分では想像もできない素晴らしい世界が広がっているはずです。税理士に本気でなりたかった人だけが試験に合格する権利がありますので、試験後に広がっている景色をモチベーションにして、税理士試験合格というゴールを掴み取ってください。



サン共同グループが経営するバー「D3 六本木 BAR LOUNGE」にて撮影  
右から代表パートナー朝倉歩、パートナー笠岡亮介、筆者の近藤昂

### 近藤昂・税理士

中央大学商学部 卒業

2008年5月よりデロイト トーマツ税理士法人GES部門に勤務し、海外拠点を多く持つ日本・海外企業に対する国際人事異動に関するアドバイザー業務などに従事。

2011年11月 ビジネススタックスサービス部門に異動し、約9年間勤務。マネジャーとして国内上場企業や外資系企業の税務コンサルティング業務及び税務コンプライアンス業務、税務顧問及び業務効率化提案などを行ってきた。

2020年12月、約12年間マネジャーとして勤務したデロイト トーマツ税理士法人を退職。

2021年1月にサン共同税理士法人に参画し、同月、横浜オフィス所長に就任。



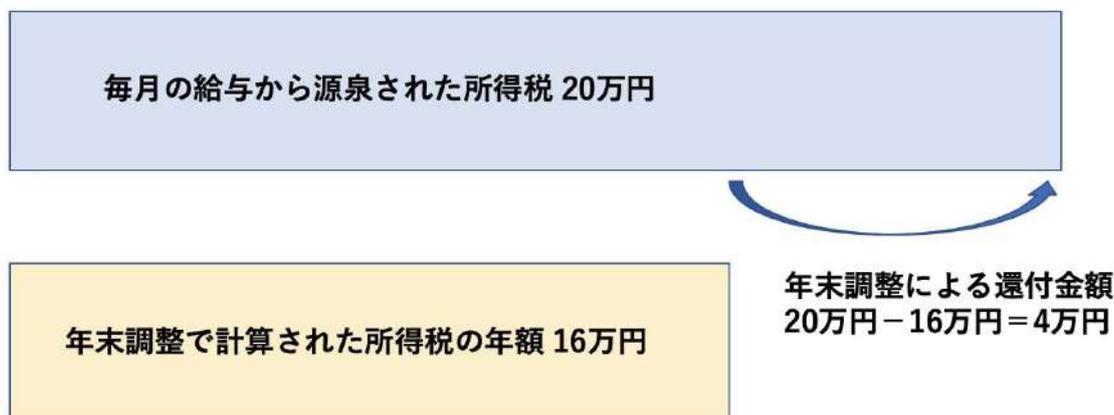
## もうそんな時期!? 年末調整

このコラムを監修した税理士:新井 泰

### 1. 年末調整とは

年末調整とは、納めるべき所得税の年税額と、毎月の給与や賞与から源泉された所得税額の過不足を調整することをいいます。具体的には源泉徴収した1年間の税額が、年末調整で算出した年税額よりも多い場合にはその税額を還付し、不足であった場合にはその不足分を徴収します。

給与所得者は、一部の人を除き、年末調整することで確定申告が不要になります。例えば、毎月の給与から源泉された所得税が20万円、年末調整で計算された所得税の年税額が16万円であった場合には、差額の4万円が還付されます。



スケジュールは、11月に年末調整資料の収集、12月に年末調整の計算、そして1月に源泉所得税の納付となる流れが一般的です。



## 年末調整の対象となる人

年末調整の対象となる人は、年末12月31日時点で勤務している人や、退職した後、年内には他社から給与を受けないと見込まれる人です。ただし、年収が2,000万円を超える人は年末調整はできず確定申告を行う必要があります。

### 年末調整の対象となる人

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年途中で退職した人のうち、次の人
  - ① 死亡により退職した人
  - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
  - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
  - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）
- (4) 年途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人  
（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）

## 所得税の年税額と源泉徴収された所得税が一致しない理由

年末調整は、所得税の年税額と源泉された所得税額の過不足を調整する手続きですが、所得税の年税額と源泉された所得税額が一致しない理由は以下のとおりです。

1. 毎月の源泉徴収額を算出するときに用いる「源泉徴収税額表」は、1月から12月までの給与が毎月同額であることが前提で作られています。従って、毎月の給与が同額でない場合には差額が生じることになります。
2. 年末調整で所得税の年税額を算定する際の「扶養の数」は12月31日時点を基準として計算されますが、年途中で結婚したり子供が生まれたり、扶養の数を変更した場合には差額が生じることになります。
3. 扶養の中に、16才以上23才未満の特定扶養親族がいる場合や70才以上の老人扶養親族がいる場合においても、毎月の源泉所得税の計算ではそういった事情を反映して計算していないため差額が生じることになります。

## 2. 従業員の手続き

### 年末調整に必要な資料

年末調整を行うにあたっては以下の資料を準備します。所得控除を受けることで還付を受ける税額が増える(支払う税額が減少する)ため、漏らさないように気をつけましょう。

- ・扶養控除等申告書
- ・基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ・保険料控除申告書
- ・住宅借入金等特別控除申告書
  
- ・(その年の中途入社の場合)前職の源泉徴収票
- ・生命保険料、介護保険料、個人年金保険料に係る控除証明書
- ・地震保険料、損害保険料に係る控除証明書
- ・小規模企業共済等掛金支払証明書
- ・障害者手帳の写し(本人又は配偶者、扶養親族に該当ある場合)
- ・国民健康保険の支払金額のわかるもの
- ・国民年金及び国民年金基金に係る控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)については、購入した年においては確定申告が必要となりますので、居住開始後2年目以降において年末調整の対象となります。

### 2箇所以上で給与を受けている人

2箇所以上で給与を受けている人は、本業の方の会社で年末調整を行い、副業の分については、本業分と合算して翌年の3月15日までに確定申告する必要があります。

### 年末調整をしなかった場合

年末調整をしなかった場合には自分自身で確定申告をしなければなりません。

年末調整をしなかった場合には、受けられるべき所得控除を受けていないこととなりますので所得税が過払いの状態です。また、住民税の金額は確定申告又は年末調整のデータをもとに申告され決定されるものであるため、年末調整を行わないと住民税の申告もしていないこととなります。

### 3. 会社の手続き

#### ①源泉所得税の納付

年末調整で従業員に還付する金額が確定した後、1月20日までに所得税を税務署に納付します。納期の特例を受けている場合には、7月から12月までに源泉徴収した所得税の合計額から従業員に還付した税額を控除した金額を1月20日に納付します。年末調整の期限は1月末日ですが、1月20日までに終えておかないと納付する所得税が算出できないことになります。なお、納付が1日でも遅れると税額により不納付加算税として税額の5% (または10%) が課されますのでご注意ください。

#### ②年末調整により還付が生じた場合

納期の特例を受けている会社で、7月から12月までに源泉徴収した所得税の合計が24万円、従業員に還付した金額の合計が30万円の場合には24万円－30万円＝△6万円となり1月に納付する税額はありません。超過した6万円は税務署の代わりに従業員に還付していることとなりますので立替金となり、次回7月に源泉所得税を納付する際にその6万円を差し引いて納付することで調整します。

11月頃から年末調整の作業をスタートする会社が多いと思います。書類の数も多く、人数の多い会社ではかなりの時間を要する作業です。求められた資料は早めに提出するようにしましょう。



代表朝倉の  
**twitterアカウントのご紹介**



代表朝倉のつぶやき  **@asakuraayumu**

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!





## 毎月の融資情報

このコラムを監修した担当者: 小林 信仁

### 中小企業基盤整備機構 10月以降のコロナ融資利用者への利子補給の取扱いを終了

2022年10月1日以降に日本政策金融公庫へコロナ融資をお申込みされた方は、制度の終了に伴い3年間の利子補給を受けられなくなりました。そのため、融資後3年間は0.23~1.2%(\*▲0.9%適用後)の金利負担が生じます。利子補給制度は終了してしまいましたが、コロナ融資は低金利で資金調達を行うことが可能ですので今後も有用な融資制度になっております。

なお、ご利用には売上減少要件や所定の審査がございますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

融資制度名	融資限度額	融資期間	基準金利	融資申込要件
新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ融資)	8,000万円	最大20年間	1.13%~2.10% (※融資後3年間は▲0.9%)	コロナの影響により、直近月の売上高が1~4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること

### 日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2022年10月1日時点
創業融資の基準金利	2.31~3.10%	<b>2.28~3.25%</b>
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2022年9月30日まで	<b>2023年3月31日まで</b>

### セーフティネット保証 変更情報

	前月時点	2022年10月1日時点
セーフティネット保証4号の認定	2022年9月30日まで	<b>2022年12月31日まで</b>

### 豆知識コラム⑦: 創業融資における自己資金の定義

- 創業融資での審査において、自己資金とは「通帳残高 = 自己資金」ではありません。
- 自己資金は創業者がどのようにコツコツと貯めてきたかどうかを重要視されます。そのため、他人から借りたお金やタンスに眠っていた多額の現金を面談前に口座へ入金しても自己資金としてみなされません。
- もし、現金貯金を行っている方は早めにお口座へ入金し、半年以上手を付けずにおくと自己資金として認められる場合がございます。





## 債務・葬式費用について

このコラムを監修した税理士：宮本 志穂

相続税を計算する上で相続財産から債務を差し引くことを「債務控除」といいます。債務控除が多ければ課税財産が少なくなるので相続税の節税になります。

今回はその財産から差し引く事のできる債務及び葬式費用に関して解説します。

### 1. 債務について

亡くなった祖父母や親又は配偶者(被相続人といいます)から、現金預金や土地建物などの財産を受け取った場合には、その受け取った財産に対して相続税がかかります。

その相続税を計算する際に、現金預金や土地建物などの相続財産(墓石や仏壇は非課税財産ですので計算から除きます)から、被相続人が残した借入金などの債務及びお葬式にかかった費用を差し引いて税金の計算をすることができます。

例えば、相続財産が6,000万円、非課税財産が100万円、債務・葬式費用合計が900万円であった場合には、 $6,000万円 - 100万円 - 900万円 = 5,000万円$ が相続税の課税される対象となる課税価格となります。



その課税価格から基礎控除額(※)を差し引くと、課税される遺産総額となり、それに相続税の税率を乗じて相続税の総額が決まります。

※基礎控除は、3,000万円+(600万円×法定相続人の数)で計算します。

法定相続人が1人であれば、基礎控除額は3,000万円+(600万円×1)=3,600万円

法定相続人が2人であれば、基礎控除額は3,000万円+(600万円×2)=4,200万円

法定相続人が1人のケース



## 2. 債務の対象となるもの

債務として控除することができる費用は以下のとおりです。

### ①銀行などの借入金

金融機関など第三者からの借入金は相続開始時点(亡くなった日)で確実な債務であるため債務控除の対象として相続財産から差し引く事ができます。

### ②未納税金

亡くなった被相続人が支払うべき所得税や住民税、固定資産税などの未納税金も、債務控除の対象として相続財産から差し引く事ができます。

### ③未払の医療費

亡くなる直前に病院で治療を受けていた場合や入院しているケースは多いと思います。

被相続人が亡くなった後に相続人が支払った医療費は債務控除の対象となります。

医療費を相続人が支払った場合の税金関係は以下のとおりです。

- ・死亡前に被相続人が支払った医療費は被相続人の準確定申告の対象
- ・死亡前に生計一親族が支払った医療費はその親族の医療費控除の対象(生計別親族が支払った医療費は医療費控除の対象外)
- ・死亡後に支払った医療費は、相続税の債務控除の対象となるとともに負担した生計一親族の確定申告での医療費控除の対象(生計別親族が支払った医療費は医療費控除の対象外)

### ④その他

賃貸不動産の預り敷金、被相続人が支払うべき水道光熱費、電話代など

### 3. 債務の対象とならないもの

#### ①墓石代や仏壇等の未払代金

墓石代や仏壇等は相続税の非課税財産ですので相続税が課税されないことからこれらの購入費用は債務控除の対象とはなりません。

#### ②相続財産の維持管理費用

相続財産の維持管理費用は相続人が負担すべき費用ですので、債務控除の対象とはなりません。

#### ③その他

遺言執行費用

遺産分割に係る弁護士費用

相続税申告に係る税理士報酬

相続手続きに必要な戸籍謄本代などの収集費用

相続登記に係る登録免許税及び司法書士報酬

### 4. 葬式費用について

相続財産からは、葬式費用も債務控除として差し引く事ができます。

被相続人のお葬式にかかった費用は、亡くなった時点での被相続人の債務といえるものではありませんが債務控除の対象として認められています。

### 5. 葬式費用の対象となるもの

葬式費用の範囲として控除することができる費用は以下のとおりです。

- 火葬代や埋葬料、納骨費用
- 通夜、告別式に係る費用
- 葬儀において支払った心付け
- お布施、読経料、戒名料
- 遺体の搜索、運搬費用など

葬式費用を相続財産から控除するためには、葬儀会社から発行された領収書などの根拠資料の控えを税務署に提出する場合がありますので破棄せず残しておくことが必要です。

また、お布施や読経料、心付けなどの領収書が出ないものについては、いつ、誰に、いくら支払ったかわかるものをメモでよいので残しておきましょう。メモでも立派な根拠資料となります。

## 6. 葬式費用とならないもの

### ●香典返しの費用

香典返しは葬式費用として控除できません。香典を受け取るのは故人(被相続人)ではなく、遺族(相続人)であることから被相続人の相続財産には該当しません。

なお、香典は社会通念上妥当な金額であれば贈与税の対象ともなりません。

### ●墓石や墓地の購入費用、墓地を借りるための費用

上記3. の債務の対象とならないものでも触れましたが、墓石や墓地は相続税の非課税財産であり相続税が課税されませんので、これらの購入費用は葬式費用には該当しません。

### ●初七日、四十九日、一周忌などの法要にかかった費用

法要費用は、故人を供養するために行われるものですので、葬式費用には含まれません。

### ●医学上または裁判上の特別の処置にかかった費用

死亡解剖などにかかる費用は葬式費用には含まれません。

一方、遺体の搜索費用や運搬費用は葬式費用として認められますので、混同しないよう注意が必要です。

いかがでしょうか。相続税を計算する上で相続財産から差し引くことができる「債務及び葬式費用」について解説いたしました。債務控除が多ければ多いほど課税財産が少なくなりますので計算漏れのないようにすることが相続税の節税につながります。領収書などの証憑をなくさないようご注意ください。

メディア実績

10月4日(火)に「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました



今年2回目の「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました。今回も20名以上の方にお集まりいただき、満員開催することができました。弊社が行っているDX化の取り組みを紹介しております。  
▶<https://tax-startup.jp/rpa-consulting/kengaku/>

会計求人プラスの「成功者インタビュー」に掲載されました



会計求人プラス様の「成功者インタビュー」に代表朝倉と社員3名のインタビューが掲載されました。弊社のIT環境、教育体制、受験生支援について話しております。ぜひご覧ください。  
▶<https://kaikokuplus.jp/topic/interview/7399/>

『月刊実務経営ニュース』2022年10月号に代表の朝倉登壇のセミナーの様子が掲載されました



『月刊実務経営ニュース』2022年10月号に9月6日(火)に開催された「会計事務所DX推進・成功事例セミナー」のレポートが掲載されました。代表の朝倉が辻・本郷税理士法人の本郷会長と会計事務所のDX化について対談しました。

## 出版物

- ・『詳解連結納税Q&A』(清文社・共著)
- ・『外国税額控除／外国子会社配当益金不算入制度と申告書作成の実務等』(清文社・共著)
- ・『融資を引き出す創業計画書づくり方・活かし方』(あさ出版・共著)
- ・『中小企業のDXは会計事務所に頼め』(金融ブックス・共著)
- ・『すごい社長は知っている 会社の価値の高め方』(株式会社アックスコンサルティング出版局・共著) など多数

## 記事

- ・(2022年10月号)月刊実務経営ニュース『Business Report 会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年9月号)月刊実務経営ニュース『事務所運営のDX化推進で会計業界全体の浮揚を目指すサン共同税理士法人』
- ・(2022年7月号)月刊実務経営ニュース  
『DXの推進で業界の活性化を目指す辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」』
- ・(2022年6月16日号)新潮社『週刊新潮』
- ・(2022年6月1日)プロパートナーonline特別編集『士業業界ランキング500(2022年完全版)』
- ・(2022年1月号)月刊プロパートナー『～DX士業が語り合う!新たな士業像とは～2022年、士業の大改革』
- ・(2020年8月号)税務広報『テレワークガイドラインの作り方』
- ・(2020年6月号)月刊実務経営ニュース『会計事務所のテレワーク勤務勉強会』
- ・(2020年5月号)FIVE STAR MAGAZINE『テレワーク運用ガイドライン』
- ・(2020年2月1日号)税界タイムス第73号『第4回サン共同税理士法人オフィス見学会&RPA体験見学会』 など多数

## セミナー

- ・(2022年10月4日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月13日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月6日)株式会社実務経営サービス様主催『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年4月8日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催『DX導入事例』
- ・(2021年12月2日)株式会社実務経営サービス主催会計事務所サミット『会計事務所サミット』
- ・(2020年6月16日)会計事務所RPA研究会(株)・イプシロン共同セミナー主催『初めてのRPA導入セミナー』
- ・(2021年6月10日)辻・本郷税理士法人主催『手入力禁止から経理業務の自動化の提案・導入へ』
- ・(2020年2月29日)株式会社オーシャン主催『人手不足解消・売上増加のためのRPAと在宅の活用』
- ・(2020年2月10日)株式会社実務経営サービス主催『税務業務専門ロボット徹底検証セミナー』
- ・(2019年12月12日)株式会社会計事務所RPA研究会『会計事務所RPAサミット』
- ・(2019年10月7日)関東甲信越税理士会 浦和支部 主催セミナー『会計業界におけるRPAとAIの動向』
- ・(2019年9月11日)名南経営コンサルティング主催セミナー『スタッフ1人にロボット1台の事務所へ』
- ・(2019年9月1日・4日)船井総合研究所主催セミナー『担当者2名体制から「担当者1名+ロボット1台体制」へ』
- ・(2019年7月12日)実務経営サービス主催会計事務所サミット  
『ロボットが申告する時代到来! 単純作業がいよいよ消滅します』
- ・(2019年6月19日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催セミナー『会計事務所M&A実体験談セミナー』  
など多数

## メディア

- ・(2022年10月4日)会計求人プラス『成功者インタビュー』
- ・(2022年9月26日)NEXTA『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年7月29日)実務経営Channel『【取材PV】会計業界DX化の先駆者!サン共同税理士法人(9月号)』
- ・(2022年6月1日)実務経営Channel  
『【取材PV】会計事務所の「学び場」 NEXTA(ネクスタ)／辻・本郷ITコンサルティング(7月号)』
- ・(2021年2月13日)週刊ダイヤモンド「税理士の大再編時代が到来」
- ・(2020年6月27日号)週刊現代『横行する「コロナのカネ」を不正受給する人たち』
- ・(2020年5月1日)テレビ東京WBS『持続化給付金対応』 など多数



## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

### 板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

### 日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

### 五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

### 横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

### 西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

### 沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

### 福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!